

### テーマ\*平成21年度税制改正(案)

現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復に資する等の観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車税課税等について税制改正が行われる予定です。

## 住宅・土地税制

### (1) 住宅税制

- 住宅ローン減税の適用期限を**5年間延長**。最大控除可能額を500万円(長期優良住宅の場合には600万円)に引上げ。(ただし、最大控除可能額の適用を受けるには、大きな借入残高が必要です。)
- 自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や省エネ及びバリアフリー回収を行う場合の税額控除制度を創設。

### (2) 土地税制

- 平成21年、22年に取得する土地を5年超所有して譲渡する際の譲渡益について1,000万円の特別控除制度を創設。
- 事業者が平成21、22年に土地を先行取得して、その後10年間に他の土地を売却した場合、その譲渡益課税を繰り延べることを可能とする制度を創設。
- 土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の現行税率を2年間据え置き。

## 法人関係税制

- エネルギー需給構造改革推進設備等や資源生産性の向上に資する設備等について、2年間即時償却を可能とする等の投資減税措置を導入。(省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置)

## 中小企業関係税制

- 中小法人等(資本金1億円以下の法人)の所得のうち800万円以下の部分にかかる法人税の軽減税率【現行22%】が**18%に下がります**。【2年間】←平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度

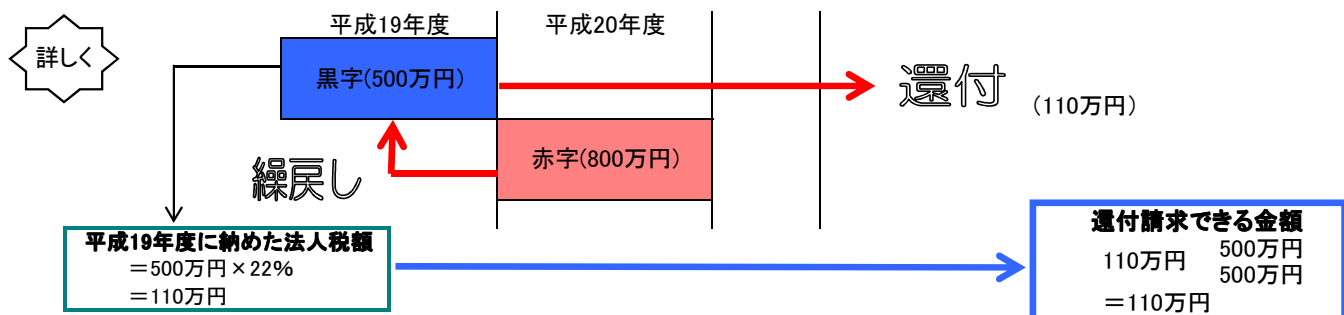
詳しく

| 計算式例       | 現行                          | 軽減税率                        | 減税額  |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|------|
| 所得800万円の場合 | $800万円 \times 22\% = 176万円$ | $800万円 \times 18\% = 144万円$ | 32万円 |

32万円の減税!!  
平成11年以来の引下げで、**過去最低水準の軽減税率**です!!

- 青色申告法人の欠損金の繰り戻し還付(前事業年度に納付した法人税の還付)が、中小法人に認められます。

**平成21年2月決算の法人から還付を受けられます!**  
通常赤字がでると、繰越欠損金として7年間赤字を繰り越せますが、繰り戻し還付請求することで、**前事業年度に納付した法人税が戻ってきます**。



【計算式】 還付金額 = 前事業年度の法人税額 × 当事業年度の欠損(赤字)金額【前事業年度の所得(黒字)金額が上限】  
前事業年度の所得(黒字)金額

## 相続税制

- 中小企業の事業継承を円滑化するため、非上場株式等に係る相続税及び相続税の納税猶予制度を導入。
- 農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の拡充。

## 金融・証券税制

- 上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7%(住民税とあわせて10%)軽減税率を3年間延長。
- 少額投資の為の簡素な優遇措置を平成22年度税制改正において創設。(現行の7%(住民税とあわせて10%)軽減税率が廃止され、15%(住民税とあわせて20%)本則税率が実現する際に導入)
- 確定拠出年金について、個人拠出(マッチング拠出)を導入するとともに、拠出限度額を引上げ。
- 生命保険料控除における新たな控除枠として、介護医療保険料控除を平成22年度税制改正において創設。

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ4万円(現行:5万円)とする。新制度は、平成24年分以後の所得税について適用する。今後、保険会社当におけるシステム改修の必要性、契約内容の見直し等の場合の取扱い、各保険商品の保険料控除の適用関係等、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正に法制上の措置を講ずる。

## 自動車課税

- 一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車(ハイブリット車・低燃費車など)にかかる自動車重量税を時限的に減免。(平成24年4月まで)

## 納税環境整備



- 電子申告に係る**所得税額の特別控除制度**の適用期限を**2年間(平成22年分まで)延長**。

電子申告で提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書を送信した者が、所得税額を限度として5,000円の税額控除を受けられる制度です。

※ただし、**一度限りの適用**となります。  
(平成20年分に本税控除の適用を受けた者は、平成21年分においてはその適用を受けることは出来ません。)

先月号(第21号)にて掲載いたしました、“電子証明書等特別控除”の延長案です。

## ★知っとく情報★

花粉症の時期となりました・・・。  
今年は例年に比べ、10日程早いそうです。  
皆様、花粉症にお悩みではありませんか？  
花粉症予防として、乳酸菌が良い様です。  
ヨーグルトで予防されてる方も多いかと思えます。  
そして、驚く事にレンコンにも予防効果が!!  
レンコンに含まれる成分と乳酸菌を合わせる事によってアレルギー抑制と免疫効果が促されるそうです。  
この研究は、医薬品メーカーと医科大学の方が行い、80%もの人たちに効果が表れたという結果も出ています。

・・・という訳で、  
レンコンヨーグルトはいかがでしょうか？  
「粉レンコン」というのが販売されているそうで、ヨーグルトにかけて食べれば手軽に予防できます。  
今年花粉症は「レンコンヨーグルト」で乗り切ってみてはどうでしょうか。

高木

## 3月スケジュール

| 日  | 曜日 | 内容  |
|----|----|---|
| 10 | 火  | * 源泉所得税・特別徴収住民税(2月分)納付期限                                    |
| 16 | 月  | * 20年分所得税の確定申告・納付期限   |
| 31 | 火  | * 個人事業者の20年分消費税・地方消費税の確定申告・納付期限                             |
|    | 火  | * 1月決算法人の確定申告・納付期限<br>* 7月決算法人の中間申告・納付期限<br>* 2月分の社会保険料納付期限 |

## ひとこと。

今回、毎年行われる税制改正(案)についてお送りしましたが、いかがだったでしょうか？不明点

花粉症対策にはれんこんがいい!!(知っとく情報より)と皆さんはご存知でしたか？私は初耳でした。最近、花粉症を緩和させる携帯着信音があるというのをテレビでみました。色々な対策が出ていますね。これも一つのアイデアであり、商売!!...お客様の中で花粉症に悩まれている方は

秋山